## 経営改善サポート資金

産業競争力強化法による支援措置として、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を保証付き融資で支援する「事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)制度」が実施されています。

県制度融資においても同保証制度が利用可能となる低利・長期のメニューを創設しました。

制度 名 経営改善サポート資金 中小企業者又は組合であって、経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するもの (注1)経営サポート会議:信用保証協会を事務局とした支援の枠組み(注2)ご利用にあたっての必須事項 (1)経営改善・再生計画の作成(債権者全員の合意が成立しているもの)(2)融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告 融資限度額 2億8,000万円 資金使途 運転資金、設備資金(経営改善・再生計画の実施に必要な資金に限る)
対
対 象 者 (注1)経営サポート会議:信用保証協会を事務局とした支援の枠組み (注2)ご利用にあたっての必須事項 (1)経営改善・再生計画の作成(債権者全員の合意が成立しているもの) (2)融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告 融資限度額 2億8,000万円
(注2) ご利用にあたっての必須事項 (1)経営改善・再生計画の作成(債権者全員の合意が成立しているもの) (2)融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告 融資限度額 2億8,000万円
(注2) ご利用にあたっての必須事項 (1)経営改善・再生計画の作成(債権者全員の合意が成立しているもの) (2)融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告 融資限度額 2億8,000万円
(2)融資実行後、四半期毎に計画の実施状況を金融機関へ報告 融資限度額 2億8,000万円
融資限度額 2億8,000万円
<u>資金使途</u> 運転資金、設備資金 (経営改善・再生計画の実施に必要な資金に限る)
融 資 期 間   15年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法 元金均等分割返済
(A)
賞 付 利 率 責任共有利率 年1.00% (固定) 責任共有外利率 年1.70% (固定)
信用保証料率 年0.4%~年0.91%
担保収録金融機関又は信用保証協会の決定によります
連帯保証人法人代表者以外は原則として不要です
取

- 本資金の利用にあたっては、国の全国統一保証制度「経営改善サポート保証制度」に基づく信用保証 を要します。
- 「責任共有対象外の保証付き既往借入金」を借り換える場合は、借り換える金額の範囲内で、借換後 も責任共有対象外となります。

## 経営改善サポート資金ご利用の流れ

計画への債権 者の合意成立

等の

融資の 申込



融資審査

保証審査

保証承諾 融資実行

※経営サポート会議等の 支援を受け、経営改善・ 再生計画を作成。

※審査の結果ご希望 に添えない場合が あります。

## 申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、 しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ TEL0852-22-5883 ホームページアドレス http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/